

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十三号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年  
徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ  
うに改正する。

第五条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日か  
ら施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関  
する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年十二月一日から適用す  
る。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関  
する条例の規定に基づいて令和元年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間  
に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当  
の内払とみなす。